

第 号
年 月 日

様

奈良市長

印

日常生活支援住居施設不認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設としての認定について、「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和 2 年厚生労働省令第 44 号）第 1 条の規定により下記のとおり認定しないこととしたので、通知します。

記

1. 施設の名称 _____
2. 施設の所在地 _____
3. 不認定の理由 _____

4. 備考 _____

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内の間（この決定があった日から起算して 1 年を超えることはできません）に限り、奈良市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内の間（この決定があった日から起算して 1 年を超えることはできません）に限り、奈良市を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。